

正誤表

『公務員の退職手当法詳解（第6次改訂版）』2刷につきまして、次のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

■370ページおわりから1行～4行目囲みの「昭和59年法律第54号」の条文（附則）に下記の規定を追加してください。

（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第21条 施行日前の期間に係る前条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（次項において「旧退職手当法」という。）第10条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 施行日前に退職した職員のうちこの法律の施行の際現に旧退職手当法第10条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下この項において「退職手当法」という。）第10条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 退職手当法第10条第1項又は第2項の規定による基本手当の日額に

相当する退職手当の額については、なお従前の例による。

二 退職手当法第10条第1項又は第2項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧退職手当法第10条第1項又は第2項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第9項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職

手当を含む。) の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。

三 退職手当法第10条第6項又は第7項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。

四 雇用保険法第19条第1項(同法第37条第9項において準用する場合を含む。)及び同法第33条第1項(同法第40条第3項において準用する場合を含む。)の規定に関しては、退職手当法第10条第1項中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号。以下「昭和59年改正法」という。)附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第2項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第8項中「同条の規定による基本手当の支給の条件」とあり、及び同条第9項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第6項及び第7項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第7条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。

五 退職手当法第10条第3項から第5項までの規定は、適用しない。

(株)学陽書房編集部

公務員の退職手当法詳解(第6次改訂版) 2刷